

決議第 1 号

議案第 47 号 延岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議

議案第 47 号延岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議を次のように付する。

本年 10 月 1 日からの消費税の増税にあたり、決して少なくない影響を受ける市民生活を憂慮し、市民に寄り添う姿勢は、市内の各地域や様々な団体の方々からの支持を受け、市議会の場に立っている我々議員も、全く同じ思いを抱いているところである。

しかしながら、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ巨大地震が、いつ発生するのかも分からない中、延岡市民の命を繋ぐ上水を、災害発生時にも供給できる体制を整えるため、一刻も早く、水道施設の耐震化を進め、延岡市民の安心・安全を担保していく施策を推進させることも議員としての責務である。

今回の条例改正案の提案については、パブリックコメントの実施や有識者会議の開催もなされないまま提案され、2 週間余りで議会に結論を求めるものであり、あまりにも性急な提案と言わざるを得ないものである。

「市民生活の負担を減らすこと」と「市民の安心安全のために投資すること」のどちらを優先すべきかについては、非常に難しい判断を伴うため、我々議員も、多くの市民から意見を聴いたうえで慎重に判断すべきものであり、特に 8 年後の負担を考慮すると、延岡市の将来を担う若者たちの声にも真摯に耳を傾けなければならない。

このようなことから、議会としては、料金引き下げの是非に関する議論については慎重に行うべきであり、現時点での判断は時期尚早とした上で、本議案中に 10 月 1 日からの消費税率引き上げに伴う改正内容が含まれていることから、料金引き下げ部分を除いた修正案を可決したものである。

今後の本市の水道事業運営における料金負担のあり方については、議会としても、定期的実施している若年層との意見交換会をはじめ、できるだけ多くの市民の皆様からの意見を聞き、いただいた言葉を慎重に検討した上で、議論を行わなければならないが、市当局においても、再度、慎重な検討を行っていただくよう強く要望する。

以上、決議する。

令和元年 9 月 13 日

延 岡 市 議 会